

職員の懲戒処分について

令和6年4月26日

消防本部

令和6年4月26日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

令和5年11月2日（木）15時44分頃、旭川市内を消防車両で通常走行中に、対向車線の右折待ちで停車していた対向車と衝突、相手方の運転手が負傷し人身事故となり、道路交通法違反で30日間の運転免許停止処分を受けたもの。

2 当該職員

(1) 所属等

消防本部 係長職 消防職員 40代

(2) 処分内容

戒告

3 関係職員

(1) 所属等

消防本部 次長職 消防職員 50代

消防本部 課長職 消防職員 50代

(2) 処分内容

いずれも 厳重注意（管理監督責任）